

教 生 学 第 1 0 4 7 号
令和5年(2023年)11月24日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

各市町村教育委員会においては、所管の学校に対し周知されるとともに、令和5年度補正予算案において取組予定の内容を確認し、積極的に活用を検討されますようお願いいたします。

なお、補正予算案における取組予定等について、今後、調査することとしておりますので、併せてお知らせいたします。

(生徒指導係)
(企画・調整係)

令和5年度補正予算案における不登校対策に関わる取組及び不登校児童生徒への支援の基本的な考え方についてお知らせします。



5文科初第1505号
令和5年11月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人学長
小中等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

矢野和彦
(公印省略)

不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされているところですが、令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人（過去最多）、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）、うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9千人（過去最多）と高水準で推移しており生徒指導上の喫緊の課題となっています。更に国立、公立、私立の高等学校においても不登校生徒数が約6万人、うち学校内外で相談を受けていない生徒数が約2万5千人、うち90日以上欠席している児童生徒数が約4千人となっております。

こうした状況において、文部科学省では本年10月17日に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめ公表するとともに、政府としても11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において不登校児童生徒等の早期発見・早期支援や学びの継続のための取組の方向性を示し、こうした方向性が11月10日に閣議決定した令和5年度補正予算案に反映されたところですのでお知らせします。あわせて、文部科学省がこれまで発出した通知について、「学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した」等の指摘があることから、誤解が生じないように、別紙のとおり不登校の児童生徒への支援について改めて基本的な考え方を周知します。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村等教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対し周知するようお願いいたします。

記

令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を前倒しして、不登校児童生徒全ての学びの場の確保や心の小さなSOSの早期発見等に係る支援を強化するため、令和5年度補正予算案において、以下の取組を予定していること。予算成立前であり現時点での検討案ではあるが、内容を確認の上、活用を検討いただきたいこと。

1. 不登校児童生徒等の学び継続事業（別添1）

① 校内教育支援センターの設置促進（29億円）

- ・ 校内教育支援センターを設置できていない自治体において、校内教育支援センターを設置したり、教職員研修等を実施したりすること。

また、今回の補正予算は、校内教育支援センターの設置に当たってのコーディネーターに係る謝金にも活用できること。なお、校内教育支援センターにおける指導体制については、教師や学習指導員による学習支援やスクールカウンセラー等による相談支援が考えられるほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）や地域学校協働活動の枠組み（別添3）を活用することにより教職員と地域の関係者が連携・協働して運営を行うことも考えられること。

② 教育支援センターのICT環境の整備（2億円）

- ・ 不登校児童生徒を在籍校とつなぎ、オンラインによる指導やテスト等を受けられ、成績反映を可能にするため、教育支援センターのICT環境を整備すること。

③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（7億円）

- ・ 不登校児童生徒への支援やいじめの解消のため、児童生徒・保護者等に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる積極的な支援を実施すること。

※なお、「令和5年度補正予算（第1号）に伴う対応等について」（令和5年11月10日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）において、今般の「国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担（中略）の一部を措置するため、令和5年度の地方交付税を（中略）増額交付すること」とされているので、あわせてお知らせする。

2. 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業（別添2）

① 教育支援センターの総合的拠点機能形成（3億円）

- ・ 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行うこと。

② 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進（10億円）

- ・ 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図るため、1人1台端末等を活用して、「心の健康観察」の全国の小・中・高等学校での実施を目指すこと。

なお、各種相談窓口の情報（別添4）が相談支援を必要とする児童生徒に確実に

届くよう、1人1台端末を活用する際のポータルサイトや、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口に繋がれるようにすること。

③ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進（1億円）

- ・ 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開すること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室 生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3299)

e-mail s-sidoul@mext.go.jp

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け元文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
- ・ 入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと

加えて、

- ・ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れられない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合であっても、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。

不登校児童生徒等の学び継続事業

令和5年度補正予算額（案） 37億円



現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえ、不登校・いじめ対策を前倒しで緊急実施。

事業内容

①校内教育支援センターの設置促進

29億円

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置できていない学校のうち、不登校児童生徒数が多い学校（6,000校）に対して、設置に必要な経費を支援することにより、不登校の未然防止・登校復帰支援を加速度的に進める。

自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。



校内教育支援センター（スペシャルサポータールーム）

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

②教育支援センターのICT環境の整備

2億円

- 在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、成績反映を可能にする教育支援センターのICT環境を加速度的に整備する。



教育支援センターと自分のクラスをつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられる体制を構築し、学校との連携体制を強化する。



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

7億円

- 不登校児童生徒及び未解消のいじめ事案に対して、SCのカウンセリング等による心理的ケアや、SSWによる関係機関との連携などを通じた福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制を更に強力に促進する。



スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進する。

実施主体 地方公共団体

補助割合 国 1/3

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

別添1

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

令和5年度補正予算額(案) 14億円

現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いづれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も23件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」「(令和5年3月)、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月)及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒しで緊急実施。

事業内容【委託】

①教育支援センターの総合的拠点機能形成 3億円

- 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的拠点となるためのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
 - ・ 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
 - ・ 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
 - ・ 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。



いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた②1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を旨し、各学校設置者の導入を推進する。



③不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進 1億円

- 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

委託先

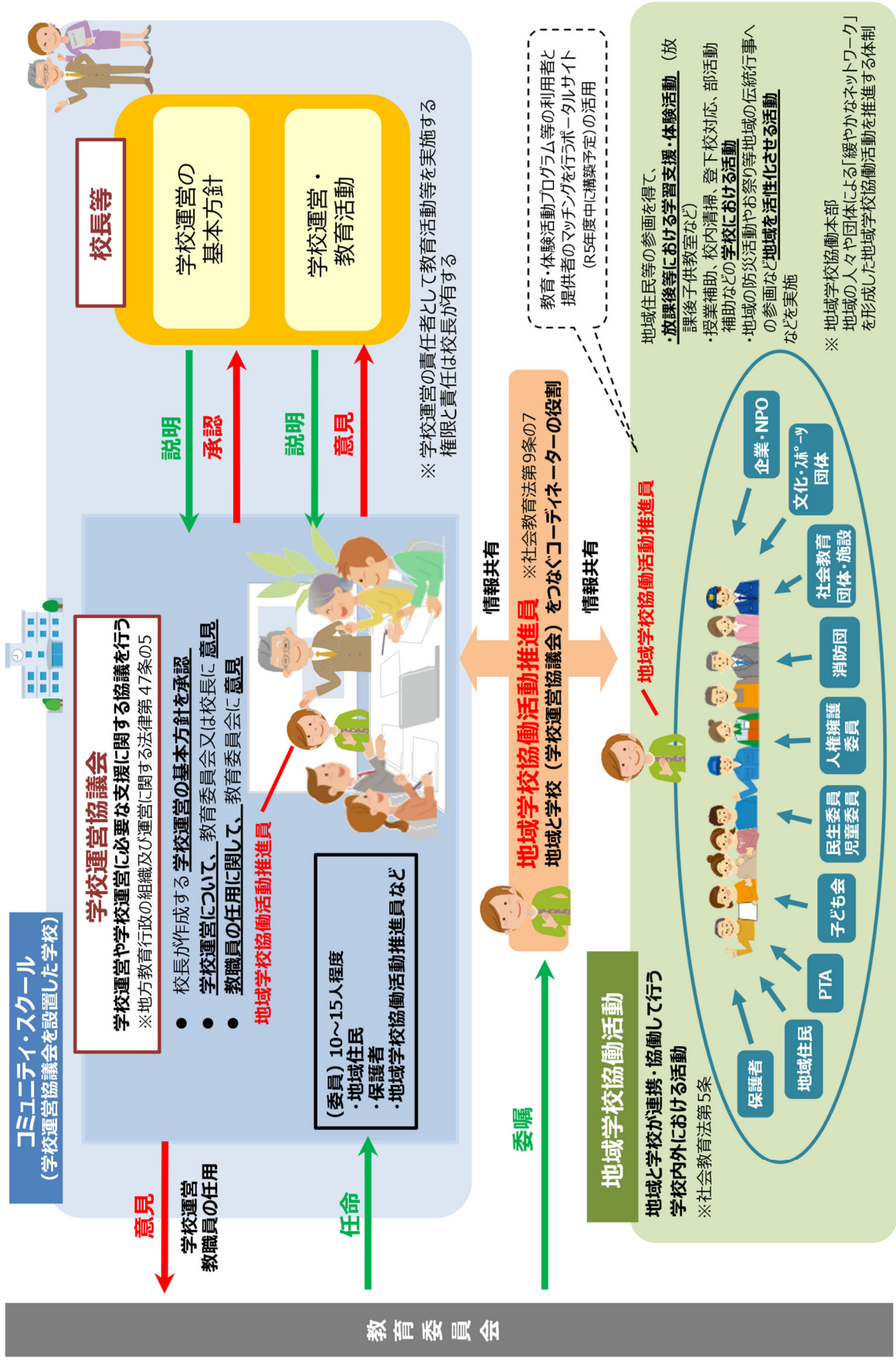
- ① 都道府県・政令指定都市
- ② 都道府県・政令指定都市等
※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③ 民間団体等

対象経費

- ① 専門スタッフ等に係る経費
連携会議開催等に係る経費 等
- ② 「心の健康観察」導入に係る検討経費、教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③ アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る経費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



1人1台端末における相談窓口の周知について

- 児童生徒が悩み、誰かに話をしたい・聞いてほしいと考えた際に、すぐに相談・支援に繋がることのできる体制を整備することが重要です。
- そのため、ポータルサイトなど児童生徒が常日頃からアクセスする頻度の高いウェブサイトで、相談窓口を配置するなど、継続的な周知に御協力くださいますようお願いいたします。
- 特に、1人1台端末から直接相談できるウェブチャットなどの相談窓口についての周知をお願いします。

(掲載例)

ポータルサイト等のトップページにメニューや外部コンテンツのリンクとして、以下のような各種相談窓口の情報を掲載

子供のSOS相談窓口

.....
いじめで困ったり、ともだちや先生のことで不安や悩みがあったりしたら、
1人で悩まず、いつでもすぐ相談してください。

-
- **【自治体のSNS相談】[QR]**
- **【民間の相談窓口】[QR]**
- **【24時間子供SOSダイヤル】**
なやみいお

0120-0-78310 (通話料無料)



※こちらの相談は匿名でできます。もし、学校のスクールカウンセラーに相談したい場合は、〇〇までお知らせください。

民間団体による相談窓口としては、例えば、文部科学省のHP（子供（こども）のSOSの相談窓口（そうだんまどぐち））では、以下のような以下のようなウェブチャットによる相談窓口を紹介しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



- ころのほっとチャット（東京メンタルヘルス・スクエア）
- [悩み相談と心の対話の場所 | NPO法人東京メンタルヘルス・スクエア \(npo-tms.or.jp\)](#)
- [生きづらびっと（自殺対策支援センター・ライフリンク）](#)
- [生きづらびっと \(yoriso-chat.jp\)](#)
- [あなたのいばしょチャット相談（特定非営利活動法人あなたのいばしょ）](#)
- [あなたのいばしょ | 24時間365日無料・匿名のチャット相談 \(talkme.jp\)](#)